

特別区道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、変更した区域の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月29日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

(道路管理者)

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 道路の種類 特別区道
- 2 路線名 第996号路線の一部
- 3 供用開始の時期 令和8年5月29日
- 4 道路の区域 (拡幅)

区 間	新旧 の別	幅 員(m)	延 長(m)	備 考
荻窪三丁目6番	新	3.37~4.00	15.47	
同 上	旧	2.73~3.37	———	